

北東アジア地域自治体連合 第17回環境分科委員会

2026年 1 月28日

オンライン開催

北東アジア地域自治体連合第17回環境分科委員会開催概要

1 目的

北東アジア地域自治体連合（NEAR）の会員自治体等が実施している環境保全に関する個別プロジェクトの円滑な実施や情報共有等を図り、同地域の環境保全対策を推進する。

2 日時

2026年1月28日（水）10:00～16:00 ※JST（Japanese Standard Time）。以下同様

3 開催方法

オンライン形式（Zoom）

4 主催

NEAR、富山県

5 参加予定自治体

3か国11自治体

日 本（6） 山形県、新潟県、富山県、兵庫県、鳥取県、島根県

韓 国（2） 忠清南道、慶尚南道

ロシア（2） ハバロフスク地方、トムスク州

（オブザーバー）

日 本（1） 沖縄県

**北東アジア地域自治体連合第17回 環境分科委員会
会議プログラム**

日時：2026年1月28日(水) 10:00～16:00

オンライン開催

10:00	開会		
10:00	開会 挨拶	中島 浩薫 イム ビョンジン	富山県生活環境文化部次長 北東アジア地域自治体連合事務総長
	来賓 挨拶	行木 美弥 イエゴール・ヴォロヴィック	環境省地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境 インフラ担当参事官室 参事官 国連環境計画北西太平洋地域海行動計画調整官
10:20	議事	議長 中島 浩薫	富山県生活環境文化部次長
10:20～ 10:30	I	次期コーディネート自治体の選出（協議） 九澤 和英	富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
10:30	II	環境分科委員会の活動状況の報告	
10:30～ 10:40	1	個別プロジェクトの実施状況 九澤 和英	富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
10:40～ 10:50	2	2025年個別プロジェクトの活動報告 ①北東アジア地域青少年環境サミット 九澤 和英	富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
10:50～ 11:00		②漂着物の発生抑制に関する調査・啓発事業 吉森 信和	富山県生活環境文化部参事・環境保全課長
11:00～ 11:10		③北東アジア地域環境ポスター展 パク ソンス	慶尚南道環境山林局環境政策課主務官
11:10～ 11:20		④海岸生物調査 九澤 和英	富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
11:20～ 11:30		⑤フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 ミハイロワ マリーナ	トムスク州環境保全・自然利用委員会環境教育・啓発課長
11:30～ 11:40		⑥北東アジア地域生物季節調査 九澤 和英	富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
11:40	III	2026年個別プロジェクトの協議	
11:40～ 12:00		①漂着物の発生抑制に関する調査・啓発事業 吉森 信和	富山県生活環境文化部参事・環境保全課長
		<昼休憩>	

13:00	Ⅲ 2026年個別プロジェクトの協議（続き）
13:00～ 13:20	②北東アジア地域環境ポスター展 トルカツカヤ オリガ トムスク州国際・地域関係局コンサルタント
13:20～ 13:40	③海岸生物調査 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
13:40～ 14:00	④フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」 ミハイロワ マリーナ トムスク州環境保全・自然利用委員会環境教育・啓発課長
14:00～ 14:20	⑤北東アジア地域生物季節調査 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
	<休憩（15分程度）>
14:35	Ⅳ その他の協議
14:35～ 14:45	1 モンゴルドンドゴビ県における砂漠化防止に関する協力について 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
14:45～ 15:50	2 各自治体の環境教育の状況と環境教育に係る協力事業について 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
15:50～ 16:00	3 環境分科委員会の活動計画について 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長
16:00	閉会

北東アジア地域自治体連合 (NEAR) 第17回環境分科委員会出席者名簿

[来賓]

所属			職名	氏名
日本	環境省	地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	参事官	行木 美弥 (ナメキ ミミ)
日本	国連環境計画 北西太平洋地域 海行動計画	地域調整部・富山事務所	調整官	イエゴール ヴォロヴィック

[NEAR事務局、会員]

所属			職名	氏名
NEAR事務局		—	事務総長	イム ビョンジン
		—	日本専門委員	キム・ソヒョン
日本	山形県	環境エネルギー部 循環型社会推進課	主査	伊藤 育子 (イトウ イクコ)
	新潟県	環境局 資源循環推進課	技師	丸山 拓也 (マルヤマ タクヤ)
	兵庫県	環境部 環境整備課	主査	高原 理絵 (タカハラ リエ)
	鳥取県	山陰海岸ジオパーク海と大地 の自然館	学芸員	太田 悠造 (オオタ ユウゾウ)
	島根県	環境生活部 廃棄物対策課	主任	高橋 伊織 (タカハシ イオリ)
韓国	忠清南道	気候環境政策課	主務官	イ ユンジ
	慶尚南道	環境山林局環境政策課	主務官	パク ソンス
ロシア	ハバロフスク 地方	天然資源省 環境保全委員会	委員長	オシュラコヴァ ジナイダ
		天然資源省 環境監査・規制課	副課長	フィリモノワ エレーナ
	トムスク州	環境保全・自然利用委員会 環境教育・啓発課	課長	ミハイロワ マリーナ
		国際・地域関係局 国際交流委員会	委員長	エフゲニア ヴィクトロヴナ
		国際・地域関係局	コンサルタント	トルカツカヤ オリガ
			主任専門員	ヤコブレワ アリーナ
日本 (コテージネット 自治体)	富山県	生活環境文化部	次長	中島 浩薫 (ナカジマ ヒロシゲ)
		生活環境文化部 環境政策課	参事・課長	九澤 和英 (クザワ カズヒデ)
		生活環境文化部 環境保全課	参事・課長	吉森 信和 (ヨシモリ ノブカズ)
		地方創生局多文化共生推進室	主事	松本 花林 (マツモト カリン)

[オブザーバー]

所属			職名	氏名
日本	沖縄県	環境部 環境政策課	班長	山田 和枝 (ヤマダ カズエ)
		環境部 環境整備課	班長	大城 洋平 (オオシロ ヨウヘイ)

**The Association of North East Asia Regional Governments (NEAR)
The 17th Sub-Committee on Environment
List of Participants**

[Guest]

Name	Title	Organization
NAMEKI Mimi	Director	Office of Director for International Cooperation for Transition to Decarbonization and Sustainable Infrastructure, Global Environmental Bureau, Ministry of the Environment, Japan
YEGOR Volovik	Coordinator	United Nations Environment Programme (UNEP), Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP)

[Secretariat of NEAR]

Name	Title	Organization
LIM Byung-jin	Secretary-General	-
KIM Seo-hyun	Expert on Japan	-

[Governments Members]

Regional Government	Name	Title	Organization
JAPAN	Yamagata Pref.	ITO Ikuko	Associate Manager Recycling-Oriented society Promotion Division
	Niigata Pref.	MARUYAMA Takuya	Staff Resource Circulation Division
	Hyogo Pref.	TAKAHARA Rie	Technical officer Environmental Management Department, Environmental Improvement Division
	Tottori Pref.	OTA Yuzo	Curator San'in Kaigan Geopark Museum of the Earth and Sea
	Shimane Pref.	TAKAHASHI Iori	Senior Staff Waste Management Division
KOREA	Chungcheong nam Prov.	LEE Yoonji	Staff Climate and Environment Policy Division
	Gyeongsang nam Prov.	PARK SungSoo	Staff Environmental Policy Division
RUSSIA	Khabarovsk Terr.	OSHLAKOVA Zinaida	Chairman Ministry of Natural Resources, Environment Protection Committee
		FILIMONOVA Elena	Deputy Head Ministry of Natural Resources, Ecology Expertise and Regulations Division
	Tomsk Reg.	MIKHAILOVA Marina	Director Regional state budgetary institution "Regional committee for environmental protection and environmental resources"
		NEFEDOVA Evgeniya	Chair Committee for International Cooperation
		TOLKATSKAYA Olga	Consultant Department for International and Regional Relations Administration
		YAKOVLEVA Alina	Chief Specialist
JAPAN Coordinator	Toyama Pref.	NAKAJIMA Hiroshige	Deputy Director-General Civic Affairs, Environment & Culture Department
		KUZAWA Kazuhide	Senior Director Environmental Policy Division
		YOSHIMORI Nobukazu	Senior Director Environmental Conservation Division
		MATSUMOTO Karin	Staff Intercultural Cohesion Promotion Office

[Observers]

Regional Government		Name	Title	Organization
JAPAN	Okinawa Pref.	YAMADA Kazue	Section Chief	Environmental Policy Division
		OSHIRO Yohei	Section Chief	Environmental Waste Management Division

I 次期コーディネート自治体の選出（協議）

次期コーディネート自治体の選出

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 次期コーディネート自治体の希望調査の実施

（1）実施時期 2025年1月～2月

（2）調査自治体 環境分科委員会参加自治体（5か国26自治体）

2 調査結果

希望自治体 富山県

II 環境分科委員会の活動状況の報告

1 個別プロジェクトの実施状況

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 個別プロジェクトの実施状況

ア 2025年個別プロジェクト一覧

No.	プロジェクト	提案自治体
1	北東アジア地域青少年環境サミット	富山県
2	漂着物の発生抑制に関する調査・啓発事業	富山県
3	北東アジア地域環境ポスター展	慶尚南道
4	海岸生物調査	富山県
5	フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」	トムスク州
6	北東アジア地域生物季節調査	富山県

イ 個別プロジェクトに関する調査の実施状況

- (1) 2025年個別プロジェクトの実施状況調査の実施 (2025年12月)
- (2) 2026年個別プロジェクトの提案調査の実施 (2025年12月)
- (3) 2026年個別プロジェクトの参加意向調査の実施 (2026年2月 (予定))

ウ 個別プロジェクトに関する成果報告

2025年3月に北東アジア地域自治体連合会員自治体等に対し、①2024年個別プロジェクトの実施状況、②2025年個別プロジェクトの提案状況、③環境分科委員会の今後の活動計画を取りまとめた環境分科委員会の報告資料を送付した。

また、その結果についてはホームページに掲載した。

(https://www.npec.or.jp/northeast_asia/)

【参考】2024年個別プロジェクト一覧

No.	プロジェクト	提案自治体
1	北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業	トムスク州、富山県
2	漂着物の発生抑制に関する学習・啓発事業	富山県
3	北東アジア地域環境ポスター展	富山県
4	海岸生物調査	富山県
5	ブルーカーボン青少年環境教育体験プログラム	忠清南道
6	フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」	トムスク州
7	北東アジア地域生物季節調査	富山県
8	河川でのバイオモニタリング	沿海地方

* 河川でのバイオモニタリングは、提案自治体の都合により中止

II 環境分科委員会の活動状況の報告

2 2025年個別プロジェクトの活動報告

①北東アジア地域青少年環境サミット

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

国際交流を通じて北東アジア地域の環境保全に取り組む人材を育成することを目指し、北東アジア地域の青少年（主に高校生）が集まり、環境問題に関する講演や活動発表、意見交換等を通じて相互の友好と理解を促進するとともに、持続可能な社会づくりに向けてグローバルな視点から今後取り組むべき環境保全活動について議論する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2025年8月6日、7日

(2) 実施方法

オンライン形式（Zoom）

(3) 実施内容

- ・スライドを用いて、文化交流、環境保全活動発表を実施
- ・環境保全に関するクイズ大会を実施
- ・意見交換、異文化交流などの自由交流を実施
- ・自治体から環境教育に関する取組紹介（講演）を実施
- ・環日本海で取り組むべき環境保全活動について考えるワークショップ（自治体の環境教育に対する取組みや参加校の取組みなどを踏まえ、グループごとに環日本海で取り組むべき環境保全活動を考え、その結果を発表。意見全体をサマリーとして取りまとめ） など

(4) 参加自治体

3か国5自治体（計24名の中高生が参加）

中国：遼寧省

日本：富山県

ロシア：アルタイ地方、ハバロフスク地方、トムスク州

(5) 実施経過

5～6月 参加者募集

8月 事業実施

(6) 開催風景



文化・風土の紹介



活動発表



クイズ大会



自治体事例紹介（講演）



自由交流



ワークショップ



集合写真

II 環境分科委員会の活動状況の報告

2 2025年個別プロジェクトの活動報告

②漂着物の発生抑制に関する調査・啓発事業

吉森 信和 富山県生活環境文化部長参事・環境保全課長

1 趣旨、目的

環日本海地域の沿岸自治体が、海岸漂着物の調査活動に加え発生抑制対策に関する学習会を実施することで、上流域から沿岸地域までの漂着物・ごみ問題についての理解を深め、子供たちや地域住民の「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心」を育み、日常生活から始めることのできる発生抑制のための行動を促進する。

2 事業内容

(1) 漂着物調査活動

ア 実施時期：2025年9月～11月（原則として秋季に実施）

イ 実施場所：参加自治体の海・河川（内陸河川を除く。）の沿岸地域

ウ 実施方法：

- ・ 調査は各自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て実施
- ・ 調査活動と合わせて海洋ごみの発生抑制に関する学習を実施
- ・ 調査結果は富山県（（公財）環日本海環境協力センター（NPEC））がとりまとめを実施
- ・ 2021年から調査項目にマイクロプラスチック（直径5mm以下のプラスチックごみ）を正式に追加（「海岸におけるマイクロプラスチック調査ガイドライン（市民参加型）」（2021年3月）に準じて実施）

エ 参加自治体：3か国9自治体

日 本：山形県、富山県、石川県、鳥取県、島根県、山口県、長崎県

韓 国：江原特別自治道

ロシア：ハバロフスク地方

オ 年間計画：5月～6月 プロジェクト参加案内、マニュアル・調査票の送付等

5月～ 準備、事業実施

カ その他

開催風景



漂着物調査活動（富山県）

(2) 漂着物アート制作

ア 実施時期：通年

イ 実施場所：各参加自治体内の会場等

ウ 実施方法：富山県が提供する手引書等も参考にして、各自治体が地元の実状に応じて、学生、住民等の参加を得て実施

エ 参加自治体：2か国2自治体

日本：富山県

ロシア：ハバロフスク地方

オ 年間計画：5月～6月 プロジェクト参加案内、マニュアル・調査票の送付等
5月～ 準備、事業実施

カ その他

開催風景



アート制作体験会・展示会（富山県）

II 環境分科委員会の活動状況の報告

2 2025年個別プロジェクトの活動報告

③北東アジア地域環境ポスター展

パク ソンス 慶尚南道環境山林局環境政策課 主務官

1 趣旨、目的

北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示することにより、北東アジア地域における市民の環境保全意識を一層高める機会とする。

2 事業内容

(1) 展示時期：2025年6月5日（木） ※6月5日“環境の日”イベントと連携して実施

(2) 展示場所：慶尚南道 金海市 大東生態体育公園 一帯

(3) 実施方法

- ・ 各参加自治体が当該自治体内の子どもたち（小中高生）から作品を募集し、優秀作品を選定
- ・ 各参加自治体が優秀作品を電子化し、開催自治体（慶尚南道）に送付
- ・ 開催自治体（慶尚南道）が参加自治体の各作品をプリントアウトし、ポスター展を開催・展示

(4) 参加自治体

5か国12自治体（ポスター数：75枚）

韓国：慶尚南道、忠清南道

中国：遼寧省

日本：富山県、兵庫県、沖縄県

ロシア：アルタイ地方、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、トムスク州

キルギス：チュイ州

(5) 実施経過

2～4月 【各参加自治体】作品募集、開催自治体への作品を送付

6月 【開催自治体】ポスター展開催

(6) 開催風景（展示の成果・展示の様子）

北東アジア青少年の様々な視点が入っている作品の展示を通じて、来場客に環境問題について共感と関心をもってもらうきっかけとなった。



展示の様子



作品観覧の様子



〈来場者投票(「環境保全」テーマを上手く表現した作品を一つ選ぶなら?)及び応援メッセージ〉

II 環境分科委員会の活動状況の報告

2 2025年個別プロジェクトの活動報告

④海岸生物調査

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の海洋生物多様性の保全に向けて、各地域に生息する生物に関する情報の収集、指標生物の生息調査を実施する。本調査を通じて、市民・子どもたちの海の生物への興味を深めてもらい、環境保全・生物多様性保全の意識高揚を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年1回程度

(2) 実施場所

各参加自治体の海岸

(3) 実施方法

- ・ (公財) 環日本海環境協力センターが作成した調査マニュアルに基づいて実施し、参加自治体と共有
- ・ 海の生物に関する知識を有する調査機関やNGO/NPO、専門家が主体となり、市民の参加のもと、海岸の生物を収集し、観察生物名・写真を記録
- ・ 地球温暖化や外来生物に係る生物の存在有無の確認
- ・ 調査結果は、(公財) 環日本海環境協力センターが取りまとめ、登録を希望する自治体の調査結果を「日本海海岸生物観察結果データライブラリ」に登録・公表

(4) 参加自治体

2か国5自治体

日本：富山県、石川県、福井県、鳥取県

ロシア：ハバロフスク地方

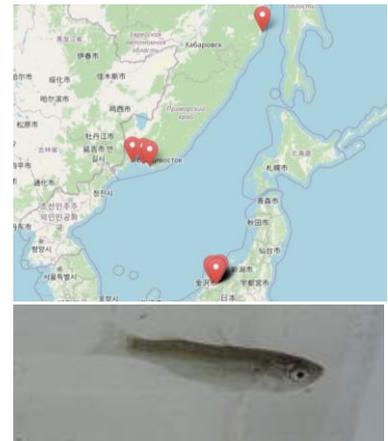
(5) 年間計画

6～7月 参加者の募集

7～9月 調査の実施

12月頃 富山県へ実施結果を報告

(6) 開催風景 (富山県での調査の様子)



日本海海岸生物観察結果
データライブラリの公開状況

II 環境分科委員会の活動状況の報告

2 2025年個別プロジェクトの活動報告

⑤ フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」

ミハイロワ マリーナ トムスク州環境保全・自然利用委員会環境教育・啓発課長

1 趣旨、目的

環境保護に関するフォトコンテストの実施を通じて、環境保護活動へ市民の参加を促し、環境保護文化を形成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2025年4月～12月

(2) 実施場所

参加自治体の生活圏

(3) 実施方法

① 参加自治体において、環境保護に関する写真を募集

○環境保護に関する写真

- ・ 植林行動や清掃活動等を実施している写真 (before & after)、また、エコライフを反映している写真など

○写真の仕様

- ・ JPG、JPEG形式の自撮り写真の電子版 (自撮り写真に限る。)
- ・ フレーム追加などの加工、デジタル画像修正、コンピュータを使って作成したコラージュなどの写真は対象外

○募集の区分

- ・ 児童・生徒 (小学生、中学生、高校生)
- ・ 学生 (大学生、短大生、専門学校生)
- ・ 一般

② 参加自治体が応募写真をトムスク州に送付

③ トムスク州が、写真の構成、オリジナリティ、環境保護活動の内容等の観点で写真の審査を行い、優れたものを表彰

④ トムスク州が、優秀者の賞状・賞品、参加者全員の参加証明書を各参加自治体に送付

⑤ 参加自治体が、賞状・賞品及び参加証明書を該当者に送付

⑥ トムスク州がSNSで優秀作品を紹介

(4) 参加自治体 (参加意向自治体)

3か国18自治体

中国：遼寧省

日本：富山県

ロシア：ブリヤート共和国、サハ共和国、トゥヴァ共和国、アルタイ地方、ザバイカリエ地方、ハカス共和国、クラスノヤルスク地方、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、イルクーツク州、カムチャツカ地方、マガダン州、サハリン州、トムスク州、ケメロヴォ州

他に、NEARに加入していない64のロシア連邦の自治体が参加

(5) 年間計画

5月～11月17日

11月18日～12月25日

12月25日～12月30日

2026年1～3月

参加自治体での写真の募集、トムスク州での写真の受取り

トムスク州による写真の審査

とりまとめ

トムスク州から各参加自治体への賞状等の送付、SNSでの優秀作品の紹介

(6) その他

・ 作品の応募状況

作品総数： 294点 (NEAR自治体以外も含めた総数2,062点)

(内訳) 植林行動・清掃活動等：130点 (963点)

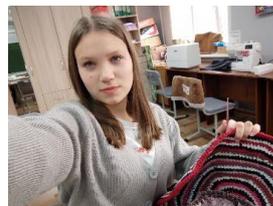
エコライフ : 69点 (473点)

エコ作品 : 95点 (626点)

・ トムスク州「Oblkompriroda」のSNS (VKontakte) で応募作品の閲覧が可能

https://vk.com/album-126197212_309203034

・ 応募作品 (一部)



II 環境分科委員会の活動状況の報告

2 2025年個別プロジェクトの活動報告

⑥北東アジア地域生物季節調査

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

桜の開花やトンボの初見など、地球温暖化の影響を身近に感じることができる「生物季節」に注目し、生物季節調査や学習会の実施を通じて脱炭素社会への意識醸成を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年数回程度

(2) 実施場所

参加自治体の生活圏

(3) 実施方法

- ・ 調査は各自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て、富山県が作成したマニュアルに基づいて実施。
- ・ 調査活動と合わせて、地球温暖化・気候変動の影響や対策に関する学習を実施。
- ・ 調査結果は富山県（及びNPEC）が取りまとめを実施。

(4) 参加自治体（参加意向自治体）

3か国3自治体

日 本：富山県

韓 国：江原特別自治道

ロシア：サハ共和国

(5) 年間計画

4～5月 調査参加団体・参加者の募集

4～12月 調査の実施

12月頃 富山県へ実施結果を報告

(6) その他：富山県における活動状況

富山県自然解説員（ナチュラリスト）及びジュニアナチュラリストを対象とした講座において、地球温暖化・気候変動の影響や対策、生物季節調査の実施方法についての講義及び生物季節調査体験を実施

a 実施時期：2025年9月13日

b 実施場所：富山県高岡市 二上山

c 参加者：自然保護協会員（ナチュラリスト）、ジュニアナチュラリスト等 計24名

d 活動風景：



【講義】

地球温暖化が生態系に与える影響等の学習



【調査体験】

アプリでの結果報告体験

Ⅲ 2026年個別プロジェクトの協議

個別プロジェクトの提案一覧

○2026年個別プロジェクトの提案一覧

No.	プロジェクト	提案自治体
1	【継続】漂着物の発生抑制に関する調査・啓発事業	富山県
2	【継続】北東アジア地域環境ポスター展	トムスク州
3	【継続】海岸生物調査	富山県
4	【継続】フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」	トムスク州
5	【継続】北東アジア地域生物季節調査	富山県

Ⅲ 2026年個別プロジェクトの協議

①漂着物の発生抑制に関する調査・啓発事業

吉森 信和 富山県生活環境文化部参事・環境保全課長

1 趣旨、目的

海岸漂着物の調査活動に加え、環日本海地域の沿岸自治体での取組みも含めた発生抑制対策に関する学習会を実施することで、上流域から沿岸地域までの漂着物・ごみ問題についての理解を深め、子どもたちや地域住民の「ごみを捨てない心、海の環境を守ろうとする心」を育み、日常生活から始めることのできる発生抑制のための行動を促進する。

2 事業内容

子どもや市民の参加を得て、漂着物調査活動及び排出抑制対策に関する学習会を行う。また、可能な自治体においては、漂着物や家庭から出る廃材を利用したアート作品の制作を行う。

(1) 漂着物調査活動

ア 実施時期：2026年秋季

イ 実施場所：参加自治体の海・河川（内陸河川を除く。）の沿岸地域

ウ 実施方法：各参加自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て、調査活動（漂着ごみ及びマイクロプラスチック）と学習会を実施（内陸部の自治体は、清掃活動と学習会を実施）
実施結果は富山県（(公財)環日本海環境協力センター（NPEC））がとりまとめを行う

エ 年間計画：5月 参加自治体の募集
9月～11月 調査の実施
12月～ 富山県への報告

(2) 漂着物アート制作

ア 実施時期：通年

イ 実施場所：各参加自治体内の会場等

ウ 実施方法：富山県が提供する手引書等も参考にして、各自治体が地元の実状に応じて、学生、住民等の参加を得て実施

エ 年間計画：5月 参加自治体の募集
7月～11月 アート制作の実施
12月～ 富山県への報告

3 期待される成果

「ごみを捨てない心、海洋環境を守ろうとする心」を育むとともに、住民の環境保全に対する意識を高揚する。

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

① 漂着物調査活動

- ・ 実施場所の選定
- ・ 学習会・調査活動を実施する民間団体等の確保
- ・ 学習会・調査活動を実施する民間団体等の指導、学習会・調査活動の実施
- ・ 実施結果の富山県への報告

② 漂着物アート制作

- ・ 活動の企画、関係者との調整、参加者の募集等
- ・ 漂着物等の素材、活動に使用する道具等の準備
- ・ 住民等の参加による活動の実施、結果のまとめと報告

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無
あり

イ 経費負担の概要

必要な経費は参加自治体による負担とする。

(3) 参加要請自治体

中 国：遼寧省、河北省、山東省、江蘇省

日 本：北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、石川県、福井県、京都府、
兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県

韓 国：江原特別自治道、忠清南道、慶尚南道

ロシア：沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州

- * 漂着物調査活動については、北東アジア地域自治体連合会員自治体以外の北東アジア地域の沿岸自治体に広く参加を呼びかける。

Ⅲ 2026年個別プロジェクトの協議

②北東アジア地域環境ポスター展

トルカツカヤ オリガ トムスク州国際・地域関係局 コンサルタント

1 趣旨、目的

北東アジア地域の次代を担う子どもたちから「環境の保全」をテーマとしたポスターを募集し、優秀な作品を展示することにより、北東アジア地域における市民の環境保全意識を一層高める機会とする。

2 事業内容

(1) 実施時期

2026年10月～11月

(2) 実施場所

トムスク州内

(3) 実施方法

- ・ 各参加自治体が当該自治体内の子供たち（小中高生）から作品を募集、審査し、優秀作品を選定
- ・ 各参加自治体が優秀作品を電子化し、開催自治体（トムスク州）に送付
※ オリジナル作品のやり取りは行わない。
- ・ トムスク州が参加自治体の各作品をプリントアウトし、ポスター展を開催・展示して普及啓発を実施。

(4) 年間計画

2～8月	作品の募集、開催自治体への電子データの送付
10月～11月	環境ポスター展の開催
12月	開催過程や展示作品のウェブサイト掲載

3 期待される成果

- ・ 市民の環境に関する意識が高まる。
- ・ 北東アジア地域の環境問題に対する理解や共通認識が深まる。

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容：

- ・ 参加自治体内で作品募集、審査
- ・ 優秀作品（タイトル、作者のメッセージ等とあわせて）の電子データを開催自治体に送付（2026年の募集作品が時期的に送付できない場合は、2025年の作品でもよい）

＜参考：開催自治体で実施すること＞

- ・ 参加自治体への開催通知、優秀作品の送付依頼
- ・ 開催自治体内での作品募集、審査
- ・ 参加自治体から送付された作品（電子）をプリントアウトし、ポスター展を開催、普及啓発の実施
- ・ ウェブサイトに結果を掲載

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

- ・ 参加自治体内における作品募集・審査、開催自治体への送付に係る費用は、参加自治体が負担する。

(・ ポスター展や普及啓発イベント等の開催費用は、開催自治体が負担する。)

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 2026年個別プロジェクトの協議

③海岸生物調査

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

北東アジア地域の海洋生物多様性の保全に向けて、各地域に生息する生物に関する情報の収集、生物の生息調査を実施する。本調査を通じて、市民・子どもたちの海の生物への興味を深めてもらい、環境保全・生物多様性保全の意識高揚を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年1回程度

(2) 実施場所

参加自治体の海岸（多くの生物が生息する岩場や磯場が望ましい。）

(3) 実施方法

- ・ (公財) 環日本海環境協力センターが作成した調査マニュアルに基づいて実施し、参加自治体と共有
- ・ 海の生物に関する知識を有する調査機関やNGO/NPO、専門家が主体となり、市民の参加のもと、海岸の生物を収集し、観察生物名・写真を記録
- ・ 地球温暖化や外来生物に係る生物の存在有無の確認
- ・ 調査結果は、(公財) 環日本海環境協力センターが取りまとめ、登録を希望する自治体の調査結果を「日本海海岸生物観察結果データライブラリ」に登録・公表

(4) 年間計画

6～7月 参加者の募集
7～9月 調査の実施
12月頃 富山県へ実施結果を報告

3 期待される成果

- ・ 海岸に生息する海洋生物の北東アジア地域での分布状況の把握
- ・ 生物の生息範囲の把握
- ・ 海洋生物多様性、海洋環境の保全に対する意識の高揚

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

- ・ 本調査を実施する調査機関、NGO/NPOもしくは専門家の選定
- ・ 調査機関との調査実施、結果報告に関する連絡調整

(2) 経費負担の要請

経費負担なし（経費のかからない範囲で実施）

(3) 参加要請自治体

内陸部の自治体を除く北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 2026年個別プロジェクトの協議

④ フォトコンテスト「Eco-selfieー自撮りで環境保護」

ミハイロワ マリーナ トムスク州環境保全・自然利用委員会環境教育・啓発課長

1 趣旨、目的

環境保護に関するフォトコンテストの実施を通じて、環境保護活動へ市民の参加を促し、環境保護文化を形成する。

2 事業内容

(1) 実施時期

2026年4月～12月

(2) 実施場所

ロシアトムスク州

(3) 実施方法

① 参加自治体において環境保護に関する写真を募集

○環境保護に関する写真

- ・ 植林行動や清掃活動等を実施している写真 (before & after)、また、エコライフを反映している写真など

○写真の仕様

- ・ JPG、JPEG形式の自撮り写真の電子版 (自撮り写真に限る。)
- ・ フレーム追加などの加工、デジタル画像修正、コンピュータを使って作成したコラージュなどの写真は対象外

○募集の区分

- ・ 児童・生徒 (小学生、中学生、高校生)
- ・ 学生 (大学生、短大生、専門学校生)
- ・ 一般

② 参加自治体が応募写真をトムスク州に送付

③ トムスク州が写真の構成、オリジナリティ、環境保護活動の内容等の観点で写真の審査を行い、優れたものを表彰

④ トムスク州が優秀者の賞状・賞品、参加者全員の参加証明書の電子ファイルを各参加自治体に送付

⑤ 参加自治体が賞状・賞品や参加証明書を該当者に送付

⑥ トムスク州がSNSで優秀作品を紹介

(4) 年間計画

4～10月 参加自治体での写真の募集、トムスク州での写真の受取り

11月 トムスク州による写真の審査

12月 トムスク州から各参加自治体への賞状等の送付、SNSでの優秀作品の紹介

3 期待される成果

市民の環境保護活動への積極的な参加

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

参加自治体内での作品募集、トムスク州への作品の送付（電子メール）、被表彰者への賞品等の送付など

(2) 経費負担の要請

ア 経費負担の有無

あり

イ 経費負担の概要

- ・ 参加自治体内での作品募集に要する経費
- ・ 参加自治体から被表彰者への賞品等の送料

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

Ⅲ 2026年個別プロジェクトの協議

⑤ 生物季節調査

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 趣旨、目的

桜の開花やトンボの初見など、地球温暖化の影響を身近に感じることができる「生物季節」に注目し、生物季節調査や学習会の実施を通じて脱炭素社会への意識醸成を図る。

2 事業内容

(1) 実施時期

年数回程度

(2) 実施場所

参加自治体の生活圏

(3) 実施方法

- ・ 調査は各自治体が地元の小中高等学校、民間団体等の参加を得て、富山県が作成したマニュアルに基づいて実施
- ・ 調査活動と合わせて、地球温暖化・気候変動の影響や対策に関する学習を実施
- ・ 調査結果は富山県（及びNPEC）が取りまとめを実施

(4) 年間計画

4～5月 参加者の募集

4～12月 調査の実施

12月頃 富山県へ実施結果を報告

3 期待される成果

- ・ 市民の地球温暖化・気候変動対策、生物多様性に対する意識の高揚
- ・ 環境保全につながる市民レベルのエコライフ実践の促進

4 参加自治体への協力要請事項

(1) 協力要請の内容

- ・ 調査実施場所の選定
- ・ 調査に合わせて地球温暖化・気候変動の影響や対策に関する学習（学習会）を実施する民間団体等の確保
- ・ 調査・学習会を実施する民間団体等の指導、調査・学習会の実施
- ・ 実施結果の富山県への報告

(2) 経費負担の要請

- ・ 必要な経費は、参加自治体による負担とする。

(3) 参加要請自治体

すべての北東アジア地域自治体連合会員自治体ほか

IV その他の協議

1 モンゴルドンドゴビ県における砂漠化防止に関する協力について

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

○ドンドゴビ県（モンゴル）の活動紹介

1 ハルマグ果樹園の設立

(1) 目的

地域においてハルマグ果実の栽培を確立・拡大することにより、遊牧民世帯の生産活動を支援し、砂漠化および砂の移動を抑制し、遊牧民コミュニティの活動を支援する。

(2) 内容

モンゴル国では国家運動として「10億本の木 (Billion Tree)」が進められており、ドンドゴビ県においても植林に参加する責任がある。また、市民は、経済循環につながる果樹栽培への関心が近年より高まっている。

本事業では、ゴビ砂漠の土壌でも生育可能な「ハルマグ (Kharmag)」を2ヘクタール植栽・育成し、「ハルマグ果樹園」を造成し、2~3世帯の遊牧民が協同組合として管理を行うとともに、果実を活用した地域ブランド商品の創出等を3年間で実施する予定にしている。これにより、環境保全を進めると同時に、植栽した樹木から経済的利益を得て、遊牧民世帯の生計を向上させることができる。



(3) 要望

150,864,030円（約42,000ドル）の金銭的な支援をお願いしたい。

2 気候変動リスクを克服するための畜産経営

(1) 目的

気候変動の影響により、厳しい冬季および春季の気象条件が発生し、干ばつや吹雪の頻度が増加している。こうした気候変動リスクを克服するために、遊牧民に対し、畜産経営の支援を行う。

(2) 内容

飼料作物の栽培を促進するため、飼料作物栽培用の種子及び農業機械を提供する。

(3) 要望

地方予算および遊牧民共同出資に対する金銭的な支援をお願いしたい。

IV その他の協議

2 各自治体の環境教育の状況と環境教育に係る協力事業について

九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長

1 中国遼寧省と富山県による環境教育協力事業について

(1) 目的

遼寧省が、プラスチックごみの削減、分別排出、リサイクルの取組みを進めており、プラスチックごみの対策については環日本海共通の課題であることから、本県が独自に実施している「とやまエコ・ストア制度（環境に配慮した活動を行っている店舗を登録する制度）」を活用したプラスチックごみ削減の啓発の仕組みなどを見学してもらい、相互に連携協力しながら取り組む施策の検討につなげることとした。

(2) とやまエコ・ストアの視察の状況



食品トレイ等の店頭回収



リサイクルトレイの導入状況

(3) 富山県における環境教育

富山県では、小学4年生向けに、地球温暖化対策等に関する授業を行い、家庭でできる身近な地球温暖化対策を通して実践し、その結果（二酸化炭素削減量、節約効果）について評価するという一連の流れを通して地球温暖化対策の重要性を学んでもらうという「とやま環境チャレンジ10」を実施している。

(4) 2025年の成果

遼寧省職員の現地視察において本授業の後期授業（児童たちが実施した地球温暖化対策等の成果をランキング形式で取りまとめ、成果を実感してもらう）の視察を実施したところ、普及啓発の上で重要であるという認識を共有した。このことを踏まえ、環境教育に関する情報交換を実施した。



2 開催案内時のアンケートにご協力いただいた自治体の取組み一覧

【山形県】

飛島を舞台とした環境教育事業「とびしまクリーンツーリズム」

≪概要≫山形県唯一の自然豊かな離島「飛島（とびしま）」において、海岸漂着ごみの回収体験やグループ討議を行うことで、海ごみ問題に対する理解を深め、自ら問題解決に取り組む意識の啓発を目的とした体験型の環境学習プログラム。海岸漂着ごみの問題について考えるだけでなく、飛島の豊かな自然に触れるアクティビティを通じて、楽しみながら美しい自然と豊かな海を守る大切さについても学ぶ。

≪対象≫（令和7年度）山形県内の小学5～6年生1名とその保護者。

1泊2日のツアーを5回、各回8組16名を募集して実施。旅行代金20,000円/1組。

【新潟県】

2023年に新潟県旅館ホテル組合と連携し、プラスチックごみ削減の取組を呼び掛ける取組などを実施

【石川県】

石川県羽咋市柴垣海岸に流れ着く漂着ごみを回収・分別し、実態を把握

【福井県】

- ・食見海岸クリーンアップ（福井県海浜自然センター）
自然体験講座開催事業の一環として、一般の参加者を募集のうえ、海岸に漂着したごみ（プラスチックに限らず）を広い集める「食見海岸クリーンアップ」を実施
- ・クリーンアップふくい大作戦事業（ふくい海ごみゼロチャレンジ）（環境政策課）
海岸や河川において、自主的な清掃活動と呼びかけ、県民の環境保全に対する意識の向上を図る。（プラスチックごみに特化した活動ではない）

【慶尚南道】（詳細別紙）

- ・人形劇を用いた環境教育の実施
人形劇を通じて、環境保健における脆弱層である子どもたちが、楽しく分かりやすく鑑賞しながら、環境保健に対する認識を高め、環境性疾患（アレルギー性鼻炎）の予防方法を自然に学ぶことができる
- ・VR機器を活用した環境保健教育の実施
仮想現実（VR）を活用した環境保健プログラムを運営することで、誰もが容易にアクセスできる環境保健分野の情報を提供（化学事故、テロ対策）

【ハバロフスク地方】

- ・公式ウェブサイトの情報掲載
- ・新聞に毎週環境に関するコラムを掲載（大気・推進の情報や環境イベントを掲載）
- ・環境情報誌を年3回発行（学生がレポート等の参考文献として活用）
- ・広場の大型スクリーンで環境保護に関する動画を放映
- ・各種イベント（環境アイデア、写真、文学、廃棄物アート等のコンテスト）を通じて環境活動等を促進
- ・幼稚園・小学校でエコライフ教室を実施（自然や廃棄物、気候変動等がテーマ）

- ・ 2023 年には自然に関する動画作成、2024 年には家庭でのエコ習慣に係るプロジェクト、2025 年は春と秋に野焼きの危険性を鉄道内で放送するなど行っている
- ※行政、研究機関、教育機関、企業、報道機関等と緊密に連携して実施

【トムスク州】

- ・ 演劇活動を通じた幼児向け環境教育

環境保健分野の教育プログラムの開発および運営（慶尚南道 環境保健センター）

1. 推進背景

- 道民中心の環境保健に関する正しい知識の提供および認識改善を目的とした、環境保健教育プログラムの開発・運営に対するニーズが拡大している。
 - ・ 環境保健における脆弱層（子ども）を対象とした教育プログラムの開発・運営に対する要請の強化
 - ・ 仮想現実（VR）を活用した環境保健プログラムを運営することで、誰もが容易にアクセスできる環境保健分野の情報を提供

2. 実施機関：慶尚南道 環境保健センター

- 設立日：2023年3月27日（気候エネルギー環境部指定）
- 設立目的：環境有害因子による健康被害の予防・調査などを通じて、慶尚南道圏域における環境安全ネットワークの構築
- 主管機関：慶尚国立大学
- 運営体制：1局3チーム、計8名
（センター長1名、副センター長3名、事務局長1名、研究員3名）
- ホームページ：
 - ・ 慶尚南道 環境保健センター サイト (<https://blog.naver.com/gehc2023>)
 - ・ 環境保健 統合サイト (<https://www.ehtis.or.kr>)

3. 2025年の主な成果

□ 環境保健「タル（仮面）人形劇」プログラムの開発および拡大運営

- （目的）

環境保健における脆弱層である子どもを対象に、環境性疾患の予防および管理方法について説明
- （推進実績）：計6回、約900名
 - ・（金海） 2025年6月9日 午前・午後 ハヌルサラン幼稚園 284名
 - ・（昌原） 2025年12月8日 午後 テサン小学校 76名
 - ・（昌原） 2025年12月22日 午後 アンゲ小学校 約140名
 - ・（昌原） 2025年12月30日 午前・午後 サムゲ小学校 約200名



環境保健 タル（仮面）人形劇（写真）

○ (満足度の調査実施)

- 調査方法：ボードを使った満足度の表示



人形劇の満足度調査に関するボードの全景

- 調査結果：

区分	回答人数	満足(O)	不満足(X)	満足度
テサン小学校	76	67	9	88.2%
안게小学校	125	124	1	99.2%
サムゲ小学校 (午前)	77	77	0	100.0%
サムゲ小学校 (午後)	101	98	3	97.0%
合計	379	366	13	96.6%

□ VR 機器を活用した環境保健教育の実施

○ (目的)

環境に関する総合的な知識を習得し、正しい価値観を形成することで、気候危機の克服および環境保健に関する知識の涵養に寄与すること

○ (推進実績)：計 2 回、約 20 名



VR 機器を活用した環境保健教育 (写真)

4. 示唆点

□ 環境保健における脆弱層である乳幼児・青少年の、環境および保健に関する認知向上を促進

○ 人形劇を通じて、環境保健における脆弱層である子どもたちが、楽しく分かりやすく鑑賞しながら、環境保健に対する認識を高め、環境性疾患の予防方法を自然に学ぶことができる。

○ VR機器を活用し、環境汚染に関する科学的知識を習得することで、環境性疾患の予防および解決方策について考察

IV その他の協議

<p>3 環境分科委員会の活動計画について 九澤 和英 富山県生活環境文化部参事・環境政策課長</p>

環境分科委員会の活動計画（案）

年月	内容
2025年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年個別プロジェクト実施状況及び2026年提案個別プロジェクトの調査コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況を確認した。併せて、2026年に実施予定の個別プロジェクトの提案の意向を確認した。 ・ 2026年提案個別プロジェクトの取りまとめ コーディネート自治体が、提案のあった2026年個別プロジェクトを取りまとめた。
2026年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第17回環境分科委員会開催（2026年 1月28日） ・ 2026年提案個別プロジェクトの参加要請 環境分科委員会において提案自治体が参加自治体に対してプロジェクトの内容を説明し、参加を要請する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年個別プロジェクトへの参加意向調査 コーディネート自治体が、北東アジア地域自治体連合の会員自治体に個別プロジェクトへの参加意向の確認を行う。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年個別プロジェクト参加意向調査結果の取りまとめ コーディネート自治体が、参加意向調査結果を取りまとめ、2026年個別プロジェクトの提案自治体へ送付する。
（適宜実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案自治体と参加意向自治体が個別プロジェクトの実施に向けて協議する。 ・ 合意があった場合、適宜個別プロジェクトを実施する。
2026年 9月頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2026年個別プロジェクト実施状況及び2027年提案個別プロジェクトの調査コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況調査を行う。併せて、2027年に実施予定の個別プロジェクトの提案調査を行う。
2027年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2027年個別プロジェクトへの参加意向調査 コーディネート自治体が、北東アジア地域自治体連合の会員自治体に個別プロジェクトへの参加意向の確認を行う。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2027年個別プロジェクト参加意向調査結果の取りまとめ コーディネート自治体が、参加意向調査結果を取りまとめ、2027年個別プロジェクトの提案自治体へ送付する。
3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告資料の作成 環境分科委員会は隔年開催を予定しているため、開催がない年の活動状況等について報告資料にまとめて情報共有・ウェブサイトに掲載
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2027年個別プロジェクト実施状況及び2028年提案個別プロジェクトの調査コーディネート自治体が、個別プロジェクトの実施状況を確認するとともに、2028年に実施予定の個別プロジェクトの提案の意向を確認する。 ・ 2028年提案個別プロジェクトの取りまとめ コーディネート自治体が、提案のあった2028年個別プロジェクトを取りまとめる。
10月～11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第18回環境分科委員会開催

【お願いしたい事項】

- ・ プロジェクトの活性化のため、必要に応じて事務局の方から個別にアンケートやウェブ会議についてご提案させていただきたいと考えております。プロジェクトを実施している上での課題やプロジェクトへの参加等のネックとなっている部分等について、ご意見等いただきたいと考えております。
- ・ 国連における持続可能な開発目標（SDGs）の推進や気候変動対策、生物多様性の保全、海洋プラスチックごみ対策等、環境問題を取り巻く世界的な動向を踏まえ、個別プロジェクトの実施や提案にあたっては、SDGsの実現、気候変動対策、生物多様性の保全及び海洋環境の保全等に配慮いただけましたらと思います。
また、2025年個別プロジェクトとして実施した「北東アジア地域青少年環境サミット」において、参加国の学生から提案があった今後取り組むべき環境保全活動を踏まえていただけますとありがたいと思います。
- ・ これらの活動については、2016年に本県で開催された北東アジア自治体環境専門家会合で取りまとめられた「2016とやま宣言」を受け、北東アジア地域の環境保全に関する具体的な取組みの1つとしても位置付けております。皆さまご協力いただきありがとうございます。

北東アジア地域自治体連合憲章

制 定	1996. 9. 12
一部改訂	1998. 10. 2
一部改訂	2002. 9. 11
一部改訂	2004. 9. 8
一部改訂	2010. 10. 28
一部改訂	2014. 10. 22
一部改訂	2016. 9. 27
一部改訂	2018. 10. 29
一部改訂	2022. 9. 21
一部改訂	2023. 10. 25
一部改訂	2024. 3. 18

前文

国際社会に貢献する無限の潜在力を有する北東アジア地域自治体の代表は、互惠・平等の精神に基づき、行政・経済・文化など全ての分野において交流協力を推進することによって地域の共同発展を目指すとともに、世界平和に寄与する崇高な目的を達成するため、この憲章の採択に同意し、北東アジア地域自治体連合を設立する。

第1章 機構の名称及び目的

第1条（名称）

この機構は「北東アジア地域自治体連合（The Association of North East Asia Regional Governments）（以下「連合」という。）」と称する。

第2条（目的）

連合は、北東アジア地域の自治体が互惠・平等の精神に基づき、全ての自治体間の交流と協力のネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域全体の共同発展を目指すとともに世界平和に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

連合は次の各号の事業を行う。

1. 北東アジア地域自治体会議（総会）の定例的な開催
2. 地域間経済・技術及び開発に関する情報の収集及び提供
3. 交流、協力に関する事業の支援及び推進
4. その他機構の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員等の範囲及び権利・義務

第4条（会員の範囲）

連合の会員は、北東アジア地域に位置する中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、日本国、モンゴル国、大韓民国、ロシア連邦の自治体の中で、連合の設立目的に賛同し、総会において加入の承認を受けた広域自治体とし、総会の議決によって範囲を拡大することができるものとする。（2002. 9. 11、2016. 9. 27改定）

第4条の2（準会員の範囲）

連合の準会員は、北東アジア地域以外の地域に位置し、連合の設立目的に賛同し、総会において加入の承認を受けた広域自治体をいう。（2016. 9. 27新設）（2022. 9. 21改正）

第4条の3（特別会員の範囲）

特別会員は、「連合」の設立目的に賛同し、NEARの発展に多大に貢献した地方政府、団体、機関で、高位級実務委員会または総会において加入の承認を受けた会員をいう。（2024. 3. 18新設）

第5条（会員の権利・義務）

会員は、連合が行う多様な事業と活動に参加する権利を有し、この憲章の諸規定を誠実に守る義務を負う。

第5条の2（準会員の権利・義務）

準会員は、会員が有する権利・義務のうち、第7条の役員の選挙権及び被選挙権並びに第9条第1号の議決権を有しない。（2016.9.27新設）

第5条の3（特別会員の権利・義務）

特別会員は会員が有する権利・義務のうち、第7条役員の選挙権及び被選挙権と第9条第1号の議決権を有しない。（2024.3.18新設）

第3章 組織及び機能

第1節 総会

第6条（構成及び運営）

総会は会員自治体の首長で構成する最高議決機関として、隔年で開催される。（2016.9.27改定）

第7条（役員）

総会には次の各号の役員を置く。

1. 議長は1名とし、連合を代表し、総会を開催する自治体の首長をもって充てることとし、任期は総会満了日までとする。ただし、議長に事故があるときの職務は、所属自治体の副首長が代行する。（2002.9.11、2010.10.28改定）
2. 監事は、会員各国からそれぞれ1名ずつ、局長又は課長級職員を総会で選出し充てることとし、会計監査を所掌し、任期は第1号と同じものとする。（2016.9.27改定）
3. 会費運営規程に定める場合に該当するときは、会員の第1号の議長及び第2号の監事の選挙権及び被選挙権を制限することができる。（2016.9.27新設）

第8条（機能）

総会は次の各号の機能を行う。

1. 会員及び準会員の入会及び除名の議決（2016.9.27改定）
2. 会費の決定
3. 連合憲章の改定
4. 機構の解散及び清算の決定
5. 事務局設置場所の決定
6. 監事の選出
7. 予算・決算及び事業計画の承認
8. 会費運営規程で定める事項の承認（2016.9.27新設）
9. 次期総会開催に関する事項の決定
10. 連合の各事業計画の決定及び執行
11. その他必要と認められる事項

第9条（議事決定）

総会での議事決定は次の各号の方法による。

1. 会員自治体は各1票の議決権を有する。ただし、会費運営規程に定める場合に該当するときは、会員の議決権を制限することができる。（2016.9.27改定）
2. 第8条第1号から第5号の事項は、議決権を有する会員の過半数の出席と、出席した会員の3分の2以上の賛成により議決する。（2016.9.27改定）
3. 第8条第6号から第11号の事項は、議決権を有する会員の過半数の出席と、出席した会員の過半数の賛成により議決する。（2016.9.27改定）
4. 投票権を有する会員が書面にて意思を表示する場合も会員の出席として見なす。（2022.9.21新設）

第9条の2（高位級実務委員会への議事決定の委任）

総会が開催されない年度の第8条第1号、第7号及び第8号の事項の議事決定は、高位級実務委員会に委任して行うことができる。

第2節 高位級実務委員会

第10条（構成及び運営）

- ① 高位級実務委員会は、各会員自治体の首長が指名する局長級幹部によって構成され、高位級実務委員会の委員長は、総会が開催される年の前年度に会議を招集する。ただし、高位級実務委員会の委員長が必要と認める場合、臨時高位級実務委員会を招集することができる。（2014.10.22新設、2018.10.29改定）
- ② 高位級実務委員会の委員長は、議長自治体の副首長をもって充てる。
- ③ 高位級実務委員会の委員長は、総会で会議の結果を報告するものとする。
- ④ 個別プロジェクト等の円滑な推進の支援のため、高位級実務委員会の補助機関として個別又は分野別に分科委員会を設置することができる。ただし、これにより新設された分科委員会は総会に報告しなければならない。（1998.9新設、2018.10.29改定）

第11条（機能）

高位級実務委員会は次の各号の機能を行う。

1. 事業計画及び個別プロジェクトの協議
2. 年次報告書及び会計報告書の作成
3. 会員自治体間の意見調整
4. 分科委員会の設置（構成、機能、運営方法等）に関する事項の決定（1998.9新設）
5. 総会で委任された事項の決定
6. その他必要と認められる事項

第3節 事務局

第12条（構成及び運営）

事務局は、連合の常設機構であり、各国・各会員自治体は必要に応じて連絡機関を置くことができる。事務局は慶尚北道に長期存続する。ただし、やむを得ない事由が発生したときは、総会の議決を経て事務局の場所を変更することができる。（2004.9.8、2014.10.22改定）

第13条（役員及び職員）

事務局には次の各号の役員と職員を置く。

1. 事務総長は1名とし、事務局が所在する自治体の首長が推薦し、議長が任命する。（2004.9.8改定）
2. 事務局の役員と職員は、連合の派遣公務員で構成することを原則とする。ただし、事務総長が必要と認める場合には、議長の承認を受け、別の方法により構成することができる。

第14条（機能）

事務局は次の各号の機能を行う。

1. 予算編成及び執行
2. 事業計画書、年次報告書及び会計報告書の作成
3. 会員自治体間の業務連絡及び調整
4. 総会及び高位級実務委員会の議決事項の執行
5. その他必要と認められる事項

第15条（財政）

- ① 事務局の会計は特別会計とし、会員自治体の会費及びその他雑収入によって充当する。
- ② 会計に関する事項は暫定的に次の各号のとおり運営する。
 1. 連合の会員は会費を負担し、会費管理及び運営に必要な事項については別途会費運営規程で定める。（2016.9.27改定）
 2. 総会及び高位級実務委員会の開催経費は、次の各号のとおり分担する。
 - 1) 経費は、会議開催自治体負担することを原則とする。但し、参加会員自治体代表団の滞在費に関しては、慣例により参加会員自治体から一定額を徴収することができる。（2022.9.21改定）

- 2) 会員自治体に自然災害等のやむを得ない事情が生じ、負担が著しく困難な場合には、会員自治体間の協議により個別に合理的な減免措置を行うことができる。
(2022. 9. 21改定)
3. 事務局運営経費は、事務局が設置された自治体が負担する。
4. その他個別的な交流協力事業の推進経費は、事業を提案した自治体が負担することを原則とし、その事業に参加を希望する自治体間の協議によって分担できるものとする。

第4節 連合支援機関

第16条 (設置)

会員自治体は、北東アジア地域の発展に寄与するため、連合の活動を支援する機関（以下「連合支援機関」という。）を設置することができる。（1998. 10. 21新設）

第17条 (登録)

- ① 会員自治体が連合支援機関を設置する場合、当該会員自治体の申請に基づき連合に登録することができる。（1998. 10. 21新設）
- ② 連合支援機関は、その活動状況を連合に報告する。（1998. 10. 21新設）

第4章 最終規定

第18条 (効力)

この憲章は2016年9月27日から効力を発生する。（2016. 9. 27改定）

第19条 (会員の範囲)

連合の創立会員は、1996年北東アジア地域自治体会議に出席して、本憲章の基本精神に同意した自治体とする。

第20条 (言語)

この憲章は、会員各国の公用語及び英語で作成し、正本は事務局の文書保管所において保管し、写本は各会員自治体において保管する。（2010. 10. 28改定）

以上の内容を証明するため、下記の署名者は所属する各自自治体から正当に権限を与えられ、1996年9月12日、大韓民国慶尚北道慶州でこの憲章に署名した。

附 則

この憲章は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この憲章は、2002年9月11日から施行する。

附 則

この憲章は、2004年9月8日から施行する。

附 則

この憲章は、2010年10月28日から施行する。

附 則

この憲章は、2014年10月22日から施行する。

附 則

この憲章は、2016年9月27日から施行する。

附 則

この憲章は、2018年10月29日から施行する。

附 則

この憲章は、2022年9月21日から施行する。

附 則

この憲章は、2023年10月25日から施行する。

附 則

この憲章は、2024年3月18日から施行する。

北東アジア地域自治体連合分科委員会の設置及び運営に関する規程

制 定	1998. 10. 21
一部改定	2007. 9. 4
一部改定	2008. 9. 2
一部改定	2010. 10. 28
一部改定	2011. 7. 19
一部改定	2013. 9. 11
一部改定	2017. 9. 26
一部改定	2018. 10. 29
一部改定	2023. 10. 25

この規程は、北東アジア地域自治体連合憲章第11条4号の規定に基づき設置する分科委員会の設置及び運営に関する事項について定める。(2017. 9. 26改定)

第1条 (設置)

北東アジア地域自治体会議において提案された個別のプロジェクトあるいは課題（以下「個別プロジェクト」という。）について、その円滑な推進を支援するため、分野ごとに分科委員会を置く。(2017. 9. 26改定)

第2条 (分科委員会の種類及び名称)

分科委員会の種類及び名称は、次のとおりとする。

1. 経済・人文交流分科委員会 (2013. 9. 11名称変更)
2. 環境分科委員会
3. 教育・文化交流分科委員会 (2008. 9. 2統合)
4. 防災分科委員会
5. 削除 (2017. 9. 26)
6. 削除 (2017. 9. 26)
7. 海洋・漁業分科委員会 (2008. 9. 2新設)
8. 観光分科委員会 (2008. 9. 2新設)
9. 鉱物資源開発・調整分科委員会 (2010. 10. 28新設、2017. 9. 26改定)
10. エネルギー・気候変動分科委員会 (2010. 10. 28新設)
11. 削除 (2017. 9. 26)
12. 生命・医療産業分科委員会 (2011. 7. 19新設)
13. 農業分科委員会 (2011. 7. 19新設)
14. スポーツ分科委員会 (2013. 9. 11新設)
15. 物流分科委員会 (2017. 9. 26新設)
16. 国際人材交流分科委員会 (2017. 9. 26新設)
17. 国際電子商取引分科委員会 (2017. 9. 26新設)
18. 革新プラス分科委員会 (2018. 10. 29新設)
19. 青年政策分科委員会 (2018. 10. 29新設)
20. 伝統医薬分科委員会 (2018. 10. 29新設)
21. エネルギー協力分科委員会 (2023. 10. 25新設)
22. デジタル経済分科委員会 (2023. 10. 25新設)

第3条 (機能)

- ① 各分科委員会は、提案自治体が主体となって実施する個別プロジェクトの円滑かつ効果的な推進を図るため、自治体間の意見調整、事業計画の具体化及び実現方法等について、検討、協議を行う。(2017. 9. 26改定)

- ② 各分科委員会は、分科委員会参加自治体が提案した個別プロジェクトを担当し、検討、協議した結果を実務委員会に報告する。(2017.9.26改定)

第4条 (構成)

各分科委員会は、それぞれの分科委員会の担当分野に関心を有する自治体の担当部局の課長級の職員で構成する。

第5条 (運営)

- ① 各分科委員会に、互選により、分科委員会の連絡、調整、運営を行う自治体(以下「コーディネート自治体」という。)を置く。(2017.9.26改定)
- ② コーディネート自治体の任期は2年とし、再任を妨げない。また、希望する場合は共同コーディネート自治体と共同で運営することができる。(2011.7.19、2017.9.26改定)
- ③ 分科委員会の運営は、原則として通信方式(郵送、ファクシミリ等)により行うものとする。(2017.9.26改定)
- ④ 各分科委員会は、任期内に1回以上の会議又は関連活動をしなければならない。(2011.7.19、2017.9.26改定)
- ⑤ 分科委員会の運営時、会員自治体からの参加は5か国10自治体以上維持しなければならない。(2011.7.19新設、2017.9.26改定)
- ⑥ 必要に応じて、実務委員会は分科委員会の運営現況を評価することができる。(2011.7.19新設)
- ⑦ コーディネート自治体が分科委員会を2年以上開催せず、他の会員自治体がコーディネート自治体を希望する場合、事務局は、コーディネート自治体の交代を実務委員会の案件として上程することができる。(2018.10.29新設)
- ⑧ 実務委員会において議決権を有する会員の過半数の出席と出席した会員自治体の過半数の賛成により、分科委員会のコーディネート自治体を交代することができる。(2018.10.29新設)

第6条 (参加)

- ① 全ての会員自治体は、連合の全ての分科委員会に参加する資格を持つ。(2011.7.19改定)
- ② 各分科委員会の効率的な推進と実質的な交流協力のため、コーディネート自治体は、会員自治体地域の関連する専門家、企業関係者等を会議に出席させることができる。(2017.9.26新設)

第7条 (費用)

分科委員会の運営に関する経費は、当該分科委員会のコーディネート自治体が負担する。ただし、分科委員会が会議を開催する場合、交通費及び滞在費は、原則として、会議参加自治体が負担するものとする。

第8条 (連合事務局との関係)

コーディネート自治体は、分科委員会で整理された内容を事務局に送付し、事務局はそれを分科委員会構成自治体以外の自治体へ送付するものとする。(2011.7.19、2017.9.26改定)

第9条 (規程の改正)

この規程の改正は、実務委員会が行うものとする。

附 則

この規程は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、2007年9月4日から施行する。

附 則

この規程は、2008年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、2010年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、2011年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、2013年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、2017年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月25日から施行する。